

1. 平成26年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成26年10月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第101号 平成25年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程3 議案第102号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程4 議案第103号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程5 議案第104号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 議案第105号 平成25年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第106号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第107号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第108号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第109号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第110号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第111号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第112号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第113号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第114号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第115号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第116号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第117号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第118号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第119号 平成25年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第120号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第121号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第122号 平成25年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程24 議案第123号 平成25年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程25 請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- 日程26 請願第2号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願

- 日程27 議発第13号 高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書について
 日程28 議発第14号 危険ドラッグの根絶に向けた対策強化を求める意見書について
 日程29 議発第15号 高等学校教育において日本史の必修化を求める意見書について
 日程30 議発第16号 議員派遣について
 日程31 報告第17号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
 日程32 議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告等）
 日程33 議報告第14号 中間報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程33まで

日程34 議案第130号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

18番 田 中 和 幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	三 島 哲 也
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文

建設部長 武藤五郎

教育次長 細川竜弥

消防長 川島和美

国保白鳥病院
事務局長 藤代 求

環境水道部長 平澤克典

会計管理者 古川甲子夫

郡上市民病院
事務局長 尾藤康春

郡上市
代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池場康晴

議会事務局
議会総務課長
補 佐 加藤光俊

議会事務局
議会総務課長 長岡文男

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、9月9日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の欠席議員は、18番 田中和幸君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 山田忠平君、9番 村瀬弥治郎君を指名いたします。

◎議案第101号から議案第123号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第101号 平成25年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程24、議案第123号 平成25年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの23議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員長 7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 皆さん、おはようございます。それでは、決算認定特別委員長の報告をただいまからいたします。

平成26年9月9日開会の平成26年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました平成25年度決算認定関係23議案につきましては、平成26年9月11日開催の第1回決算認定特別委員会、平成26年9月12日開催の第2回決算認定特別委員会及び平成26年9月16日開催の第3回決算認定特別委員会において慎重に審査いたしましたので、その結果を報告いたします。なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第101号 平成25年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について。

本委員会としては、態度保留者1名を除き全会一致で認定することに決定をいたしました。

議案第102号 郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本委員会としては、賛成多数で認定することに決定をいたしました。

議案第103号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

以上、2議案は、本委員会としては全会一致で認定することに決定をいたしました。

議案第105号 平成25年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本委員会としては、賛成多数で認定することに決定をいたしました。

議案第106号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第109号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第110号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 平成25年度郡上市下川産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 平成25年度郡上市水道事業会計歳入歳出決算認定について、議案第123号 平成25年度郡上市病院事業等会計歳入歳出決算認定について、以上、18議案は、本委員会としては、全会一致で認定することに決定をいたしました。

以上のおり報告いたします。平成26年10月2日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 鷲見馨。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第101号 平成25年度郡上市一般会計会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。この平成25年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、

反対の討論を行います。

扶助費と普通建設事業費の構成についての調査をいただいたわけですが、私は、もっと扶助費を増額し、普通建設費の効果的投資を検討することを求めたいと思います。

今回の県下21市の目的別決算額と性質別決算額の資料を提示されましたが、扶助費の歳出決算総額に占める割合は10.3%で、県下では20位です。確かに人口1人当たりに換算すると県下で5位になりますが、普通建設事業費を一方見ますと、県下では額にして8位、決算額に占める割合では16.4%で、県下では4位です。1人当たりでは県下で1位となります。今回の資料で、面積当たりの額が算出され県下では17位であり、決して高くはないと説明されましたが、果たして面積当たりの事業額で郡上市の普通建設費の位置づけができるのでしょうか。もっとその内容について検討が必要であると考えております。

また、実質公債費比率が18%を超え、県の許可が必要となってから、郡上市は市債の発行を抑え、繰上償還などを行って、25年度の決算で16.8%と18%よりも低くすることができました。それでも県下では第2位であり、毎年度の公債費という借金の返済は63億円ほどになり、扶助費の30億円や普通建設事業費の47億円に比べても大きい額になっています。この公債費の額を減らし、他の施策へ振り向けるようにするためにも、今後とも着実な努力が必要だと考えます。

一般会計から国保会計への繰り出しが行われていますが、この国保会計の中身についても、もっと市民の立場に立った施策が必要だと考えます。高い国保税を引き下げることと、予防活動などの保健事業の一層の充実を求めます。一般会計からの繰り入れを増額し、基金の繰り入れも行って、国保会計の健全な運営を進めることが必要だと考えます。

また、介護保険会計についても、一般会計より繰り出しが行われています。介護保険事業に対しても、市民の願いにもっと応えていく必要があります。介護保険が十分に利用できていない人もあること、介護事業者や介護従事者の待遇が十分でなく、高齢化の進む今日、介護保険事業の一層の充実が必要です。

国においては、介護事業を縮小し、自治体や地域のボランティアに押しつけるような動きも強まっており、市は国に対しても介護保険事業の充実を求めていく必要があります。

そうした思いから、一般会計の繰り入れによって、利用者や家族の願いに応えるよう、一層の充実されることを求めて、一般会計に対する反対討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 一般会計に対する賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

的確に会計処理がされていることを認めて、賛成とさせていただきたいと思います。

今、幾つか反対の理由を言われましたけれども、特に国保関係におきましては、この日本皆保険

の一翼を担うこの国民健康保険の重要な内容であります。かつて、かなりの一般会計から投入をされまして、ことしも、25年度も1億円の投入をされておられますが、これは適切な処理であるというふうに認めさせていただきたいというふうに思います。

アメリカ合衆国なんかでも、オバマ大統領が、この国民皆保険を目指してやられていましたけども、支持率を下げたというようなこともあります。

日本のこの国民皆保険の歴史は、本当に誇るものがあるというふうに思います。そうした意味で、これを維持し、そしてしっかりと運営していただくということは非常に重要な内容であるということとをまず認識をしたいと思います。

それから、介護保険におきましても、今言われましたように、願いもありますけれども、しかし、これからますます高齢社会を迎えるという中で、2025年、2030年をピークとして、これからますます介護保険の重要性は増してくるというふうに思います。

そうした中で、今回の25年度の措置は極めて的確であるというふうに認識をさせていただきたいと思います。こういった高齢社会の中で対応していかなければならないと同時に、それからやっばりこの少子時代を迎えますので、そうした中で、ある面、偏った社会保障の今状況になっておりますけれども、それを、今、郡上市の対応といたしましては、がんばれ子育て応援事業とか、それから、子育て支援金事業だとか、そうしたものを導入して、そして国の補足をしているというような意味におきましても、大変意義ある予算だったというふうに思います。

それから、大型製材工場を誘致をされまして、そして、これは郡上の森林をいかに生かしていくかということでもありますし、また、多くの雇用があるということでございますので、こうした点においても認めたいというふうに思います。

それから、最後に、実質公債費比率18%を切って、いよいよ16.8%というふうになったわけですが、これから、こういった内容につきましても本当に日置市長の功績であるというようなことを認識いたしまして、賛成とさせていただきたいと思います。議員各位の賛同をよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し採決をいたします。

議案第101号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第101号は原案のとおり認定することと決定いたしました。

議案第102号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 郡上市の国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

郡上市の国保税は県下でも平均よりも高い現状にあります。郡上市民の所得水準は決して高くなく、むしろ低いほうだと考えます。負担は大きいものがあります。23年度、国保税を約1割分引き上げ、市民の国保税で1億円増収とし、一般会計からの繰り入れで1億円、基金からも1億円を繰り入れるという説明で、3方、1億円出し合うという進め方でしたが、実際には、この基金会計からの繰り入れはほとんど行われずに、23、24、25の3年間で、基金会計は3億円ほどふえて4億2,600万円ほどになっております。

この基金は国保会計の運営のための基金であるが、この3年間、基金からの繰り入れなしで運営されてきています。市民の国保税負担が苦しい状況の中で、基金を繰り入れて国保税の軽減に取り組むべきではないでしょうか。国保制度は市民の健康を守る重要な制度であります。滞納も少なくありません。受診の抑制をしている人も少なくないと思います。

そうした中で、重症化する、病院にかからないで病気が重くなる心配もあります。こうしたことに十分な対策を検討すべきであります。同時に、早期受診、早期治療の意識を高め、医療費の軽減が図られるようにすべきであります。高い国保税のため滞納がふえ、治療費の心配から受診も抑制することになり、重症化する悪循環を防ぐ必要があります。

以上の思いから、平成25年度国保会計歳入歳出決算認定に対しこの改善を強く求める立場から反対の討論といたします。同僚議員の皆さんの御理解をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

実質収支は黒字でありましたが、ルール上、国からの交付金約7,800万円を返還せねばならず、実質的には、依然国保会計は赤字が続いておるのが現状でございます。

また、基金残高も目安の給付費の2カ月分相当に達していない現状があり、今後は医療費の増加も見込まれております。市民全体の立場に立った場合、また、将来にわたって国民皆保険制度が安定的に運用されることを考えた場合に、今回の措置はしごく妥当だということを考えます。

市民の健康づくりや予防医療に重点を置いた施策の一層の充実をお願いしながら、賛成の討論といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第102号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾村忠雄君) 賛成多数と認めます。よって議案第102号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第103号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第103号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第103号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第104号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第104号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第104号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第105号 平成25年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算に反対の討論を行います。

この介護保険事業は多くの方が利用しており、大変頼りにしておられます。しかし、最近では軽症者の排除が進められようとしており、心配であります。施設入所の待機者も多い、その対策はまだまだであり、郡上市は民間の施設の増床に頼っておりますが、もっと市として積極的な取り組みが必要だと考えます。補助を出して増床の依頼をするだけでは不十分であります。

居宅サービスの利用者もその家族も、2回利用したいところを1回にして我慢をしているという声も聞きます。利用料が払えない人も少なくありません。年金も下がり、介護保険料は天引きされ、いざ介護サービスが必要になっても経済的な理由から十分利用できない。これでは将来への展望が

持てません。介護施設の利用も十分できない、利用したくても利用できない人も多い。苦しい立場の人が利用できずにいます。

多くの方は介護保険料を払っていますが、介護サービスや施設への入所は、できれば利用しないで、元気で暮らしたいと願っております。

以上の理由から、介護保険事業の一層の改善を強く求める立場から、平成25年度郡上市介護保険特別会計決算に対する反対の討論といたします。同僚議員の皆さんの御理解をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 平成25年度の介護保険特別会計歳入歳出決算認定の賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の決算認定では、歳入歳出の差し引き額が2,200万円の黒字とのことでした。昨今、高齢化の進行に伴い介護認定者の増加により、今後も介護給付費の上昇が続くものと予測されます。持続可能な介護保険制度の確立を図るため、国においては、ことし大きな制度改革が行われたところで、高齢者がたとえ介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療や介護サービスの一層の充実が求められます。

また、ふえ続ける認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等を支えるため、地域における見守り体制を築いていく必要があります。

そして、何よりも高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持って生活していけることが大切だと思いますので、高齢者の健康増進や介護予防といった施策の推進についても、なお一層努めていただくことを要望し、本議案に対して賛成するものであります。議員各位の賛同をお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

議案第105号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって議案第105号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第106号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第106号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第106号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第107号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第107号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第107号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第108号 平成25年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第108号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第108号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第109号 平成25年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第109号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第109号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第110号 平成25年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第110号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第110号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第111号 平成25年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第111号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第111号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第112号 平成25年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第112号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第112号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第113号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第113号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第113号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第114号 平成25年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第114号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第114号は原案のとおり認定することに決いたしました。

議案第115号 平成25年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第115号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第115号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第116号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第116号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第116号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第117号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第117号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第117号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第118号 平成25年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第118号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第118号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第119号 平成25年度郡上市下川産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第119号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第119号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第120号 平成25年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の

通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第120号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第120号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第121号 平成25年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第121号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第121号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第122号 平成25年度郡上市水道事業会計決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第122号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第122号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第123号 平成25年度郡上市病院事業等会計決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第123号に対する委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって議案第123号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎請願第1号から請願第2号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程25、請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願と日程26、請願第2号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願の2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました2件は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果について報告いただきます。

産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年第4回郡上市議会定例会において審査を付託されました請願2件について、9月24日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

1、請願関係。

請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願について。

紹介議員から、ことしは例年より米の価格が10%から15%安いとの報道もあり、農家への影響が懸念される中、政府は米の在庫が2年前より75万トンもふえる見通しであると認識していながら、過剰米に対する対策を講じておらず、「米の価格は市場で決まるべき」との従来の主張を繰り返していることなどから、政府の責任を問う請願であるとの説明を受けました。

また、農林水産部長から、政府は毎年米価の需給及び価格の安定に関する基本方針を策定し、生産数量目標を定めている。生産調整が円滑に達成できることと需要の拡大を目指し、主食米以外への生産の拡大を図る施策が今年度展開されているとの説明を受けました。

委員から、請願の趣旨は理解できるが、日本の農業政策の問題は単なる過剰米処理の問題だけではない。兼業農家が増加する中で、長期的な展望を国が示すべきで、総合的な観点からも検討すべき事項があり早急に結論を出すべきではないとの意見がありました。

中山間地域の農業の厳しさを認識するとともに、今後、いろいろなデータや方策も検討しながら、より充実した形で郡上市の現状に見合った意見書を提出したいとの意見もあり、審査の結果、本委員会としては全会一致で請願第1号を継続審査することに決定をしました。

請願第2号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願について。

紹介議員から、政府の方針は、家族農業を否定して、農業・農地を企業の利益の対象とするものであり、農業委員の公選制廃止により農民の声が一層封じられる心配があることや、JA中央会の見直しや全農の株式会社化など、現在の農協の役割をないがしろにするものであることなどから、家族農業の重要性を認識し支援策を充実するよう求める請願であるとの説明を受けました。

また、農林水産部長から、国の規制改革で閣議決定された4つの項目は、農地中間管理機構の設置、農業委員会の見直し、農業生産法人の要件緩和、及び農協改革であるとの説明を受けました。

委員から、農政改革の中で、農協については真の農業者のための改革が必要であることは事実である。本来は家族農業を主体とするべきであるが、継承する若い人がいないのが現状で危惧をして

いる。しかし、本請願は「農業改革は要らない」という記述にとどまっており、具体的な対応策が挙げていないとの意見がありました。

また、委員から、全てが国の方針のままではいいとは思わない。農業委員会は農地を守る番人として必要であり、企業の農地所有も賛成できない部分もある。しかし、農政改革を行うにはもう少し修正が必要であり、いろんな意見を聴取した上で判断したいとの意見もありました。

6月定例会において、既に「農協改革案の再検討を求める意見書」を提出している経緯を踏まえ、審査の結果、本委員会としては賛成少数で請願第2号を不採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年10月2日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この第1号については、委員会としても論議がされまして、特にこの中山間地域の農業の厳しさを認識し、今後いろいろなデータや方策も検討しながらより充実した形で郡上市の現状に見合った意見書を提出したいということで、より一層いい内容にしたいという意図の中で継続審査となっております。

それで、私は今回のこの請願が緊急の過剰米処理を求めるということで、例えばこの過剰米処理についてだけでも何とか出していただけないかなというふうに思ったんですけども、ここに書いてあるようにその他のいろんな問題もあるので、含めて、より実質的な内容にすることやっただと思いますので、私、例えばこういう過剰米処理については、ヨーロッパやアメリカでも実際に行われておるし、日本の中でも幾つかの県でその対策をとってるところもあるということを考えますと、ぜひともそういう点での、何とかこれが緊急に出されて、政府に対する、そういう不安でだとよかったになあという気がして仕方ありませんので、一言緊急性についてそのほかの要件もあって、これだけじゃだめだという認識の方も見えるということはよくわかりますが、少数意見の方もあったと思いますので、その辺の緊急性に関する認識をお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 質問ということで、ちょっと理解がしがたいんですが、確かに今現在、国でいえば今年の収穫もおおむね100前後ということで、平年並みぐらい来ているだろうということの中で、いわゆる緊急性をうかがうということについては、私のほうじゃなくて野田議員のほうに緊急性持っておられることであって、我々としては国がいわゆる過剰米はありますけども、食管法廃止以来努力はされておる中で備蓄米等の確保等にも努力いただいております、そんな中であると思

いますし、我々としては緊急性というよりも野田議員のほうからじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 私というよりも、この請願者がここにそういう格好で書いておりますし、現にこのままではとてもこれやっていけないようになるという心配が出ておりますので、緊急である。だから、例えばそのほかの地域やあるいはヨーロッパやアメリカでそういう、なされておるんだから、そういう問題をどう捉えられたんかなっていうことでお聞きしたかったんですが、今のお話を聞くと緊急性については国もやってるんだというようなお考えのようでしたので、その認識はわかりましたし、私はあくまで緊急にやっていただけるとよかったなと思いつつも、継続審議の中でそういったより抜本的な農家の農業家族経営を保証していくような策を打ち出すよう要望意見が出されることを期待をしたいと思います。終わります。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、討論採決を行います。

請願第1号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は閉会中の継続審査にするものであります。委員長の報告のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願第2号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願に対する討論の通告がありますので、討論を許可します。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この請願に農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願、これは、新聞紙上でも大変取り上げられておりますし、農家の皆さんからもどうなんだという声が出ております。農協についても、今の農協には問題があるんだという声も聞きますけれども、こういう今ここに出されておるような金融を分離するとか、今までの農協の果たしていた役割を果たせなくするような内容、そして農家にとっても、この農業委員会を通して農民の農家の方の声は今までは反映してたわけですけども、そういうものが弱められようとしておるということで、この委員会審議の中でもそうした意見もあったようでございますが、特にこの中の具体的な対応、「農業改革要らない」という記述にとどまって具体的な対応策が挙げられていないというよう

な指摘がありますけれども、この文面、要望書、請願を見ますと、そういうことについても特にここでは一番下のほうに、今、食糧危機が心配される中、こういったことによって農業を発展させることが重要というように書いてあります。そういう点で、どうもこの論議の中身で、この前、例えば6月に農協改革の再検討を求める意見書、これが出たわけですが、農協改革だけでもありませんので、何とかこの農家にとっては切実な、こうした請願を意見書としてぜひ出していただきたいということをお願いをして、議員の皆様様の御賛同を得たいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 委員長報告に賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 私は、ただいまの不採択という報告に賛同の立場で討論をさせていただきます。

この請願の第1の項目は、農業改革を中止することということが眼目であります。まず、そうして見ると、委員長の報告にもありましたように我が議会としては6月の30日に農業改革案の再検討を求める意見書という形で、真に農業者のための観点において現場を踏まえた改革が必要であるとした上で、法案化作業を進めるに当たっては、当事者である農協や現場の農業者、農業団体、地域住民などの意見を聞き、真に日本の農業を強くするために改革案の再検討を求めるという意見書を出したところでございます。

そこで、農業改革を中止するというような請願については、採択は不相当であるというふうに結論づける以外にはないというふうに思いまして、この不採択は至極当然であると思い、賛成の討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） そのほか討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し採決いたします。

請願第2号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものですが、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成少数と認めます。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議発第13号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程27、議発第13号 高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第13号

高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成26年10月2日提出

提出者 郡上市議会議員 美 谷 添 生

賛成者 郡上市議会議員 村 瀬 弥 治 郎

賛成者 郡上市議会議員 鷺 見 馨

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄 様

高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書（案）

平成20年度から緊急経済対策として実施されてきた高速道路料金の割引について、その財源措置が平成25年度末で終了するとして、昨年12月に「新たな高速道路料金に関する基本方針」が定められ、高速道路料金の割引全体が再編された。それにより新たな高速道路料金が適用され、平成26年4月より平日昼間の3割引が廃止、平成26年7月からは休日の5割引きが3割引きへと見直された。

高速道路利用者にとって新たな高速道路料金の割引制度は実質的に値上げとなり、郡上市内のインターチェンジ利用者数が減少し、一般道路の通行量が増加したことで、高齢者や子どもなどの交通弱者への危険度が高まっている。

郡上市は、山間部の広大な行政区域の中に住居や事業所が点在しており、多くの市民は日常生活の中で自家用車を利用し、市内外への中長距離移動には高速道路の利用は欠かせない現状である。

また、郡上市へは年間約650万人の観光客が訪れているが、公共交通でのアクセス基盤が弱く、自家用車や観光バス等の利用がほとんどである。

そのため、高速道路料金制度の見直しは市民の安心・安全を脅かすだけでなく、市民生活において影響は大である。

併せて、交流人口と観光客の減少は、郡上市にとって貴重な観光産業を中心とした地域経済に多大な影響を及ぼしている。

よって、国におかれては、地方創生戦略の一環として欠くことのできない高速道路の料金割引制度の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

岐阜県郡上市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ただいま提案をさせていただきましたこの高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書でございますが、文中にも書いてありますように市内のインターチェンジの利用者が減少、あるいは一般道の交通量が増加した、交通弱者への危険度が高まっているという中で、実際交通量の調べをいただいております。

郡上市内の東海北陸自動車道の交通量でありますけれども、郡上市内にはたくさんの、6カ所のインターがあるわけですが、その平均でございますけれども、この4月から7月にかけて平均で7%の減少になっておるようであります。

また、国道156号線の交通量につきましては、大型は4月から7月に多少少ないものの、小型車につきましては5%の増加になっておるようであります。

また、観光客の見込みにつきましても、これは郡上全体でございますけれども、4月には3%、5月は平年並みでしたけれども、6月に4%、7月は10%、というように落ち込んでおるよう報告があります。

また、市内の156号線においては、4月以降、人身事故の発生が昨年に比べて8名もふえておるというような現状が報告をされております。そんな中で、ちょうど4月から施行されたこの新料金の影響があるのではないかとというふうに考えられるところでございます。これこそ緊急に意見書の提出が望ましいということで、意見書を提出をさせていただいたところでございますので、議員各位の御賛同をお願いをいたしまして、提案説明の理由にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第13号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第13号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第14号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程28、議発第14号 危険ドラッグの根絶に向けた対策強化を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第14号

危険ドラッグの根絶に向けた対策強化を求める意見書について

表記について、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成26年10月2日提出

提出者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

賛成者 郡上市議会議員 田 代 はつ江

賛成者 郡上市議会議員 渡 辺 友 三

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄 様

危険ドラッグの根絶に向けた対策強化を求める意見書（案）

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売されている薬物（いわゆる「危険ドラッグ」）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。

特に、その使用によって幻覚や異常な興奮状態におちいった結果、重大な交通事故や犯罪を引き起こしてしまう事案がたびたび報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれるなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、省令を改正して昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制した。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっている。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされている。

よって、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けて下記事項を講じるよう強く求める。

記

1. インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する取り締まりを強化すること
2. 鑑定時間を短縮するための技術研究の推進及び薬物指定の認定手続きの簡素化を図ること
3. 薬物乱用や再使用防止のために「危険ドラッグ」の危険性についての周知や薬物教育の徹底、相談治療体制の強化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今の危険ドラッグの根絶に向けた対策強化を求める意見書の提出に関係をすることなんですが、文面を読まれたとおりでありますけども、このことにつきましては、数年前から脱法ハーブあるいはいろいろな薬の関係のことで社会を混迷させてきたところではありますが、それによってのいろんな意見書が今まで出されておったことも事実でありますけども、昨今のこの名称につきましても、7月でしたか、危険ドラッグという形で全体も包括しながら取り締まりをやっておるわけですが、なかなか売り手にしては手段を変えて、またその物の合剤といいますか、そのようなことで合法合法と称してやっぱり出回っておる。そんなことに対する一般の、特に若者を含めた皆さんが入手が簡易になり、精神と体を非常に害しているところでもあります。また、それによるところの事件と交通事故を含めた大きな件が発生をいたしております。

そのようなことから、まず第一は取り締まりのしっかりした強化、それからこの手続についてはやはり時間が随分かかっておりますので、もっとやっぱり法的に簡素化をするべきだろうということと、それからこのことについての教育の徹底あるいは相談治療体制の強化を図るということで、ぜひともこの意見書を提出していただきたい。議員各位の賛同をお願いするものであります。

○議長（尾村忠雄君） 質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この問題につきましては、大変多くの方が心を痛めておりますし、とんでもない事件が起きております。そういった意味で趣旨は賛同しますけれども、せっかく出されたので、例えば郡上市なんかではどうなんやということは、もしわかっておりましたらお聞きしたいと思っておりますし、関連してほかの議会等でもこういうものが出されておるかどうかはわからんでしょうか。お聞きをします。

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 危険ドラッグと称した意見書は、まだ多分一、二件だと思いますが、脱法ハーブについては各自治体の議会から相当な数が出ております。

それから実態の関係であります。郡上市内のことについてはつかんでおりませんが、岐阜県におきましてももう既に数名の方が被害があります。被害といいますか、もう逮捕例もありますので、そういう状況でありますので、周りに近々と寄ってくる非常に危険なことと思っております。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第14号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第14号については委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。議発第14号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第14号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎議発第15号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程29、議発第15号 高等学校教育において日本史の必修化を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第15号

高等学校教育において日本史の必修化を求める意見書について

表記について、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成26年10月2日提出

提出者 郡上市議会議員 田中康久

賛成者 郡上市議会議員 清水敏夫

賛成者 郡上市議会議員 森喜人

郡上市議会議長 尾村忠雄様

高等学校教育において日本史の必修化を求める意見書（案）

日本史は、我が国の歴史の展開を諸資料に基づき地理的条件や世界の動きと関連付け、現代の諸

課題に着目して考察させることによって歴史的思考を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養うための科目である。

現行の高等学校学習指導要領では、地理歴史科における必修科目は世界史であり、一部の生徒は日本史を履修しないで高等学校を卒業している。

現在、小・中学校までは全ての生徒が日本史を学んでいるが、次代を担う子どもたちが国際社会に生きる日本人としてのアイデンティティを一層育み、歴史と現代のつながりを理解し、それを活かす歴史的思考力を養うためには、小・中・高等学校の発展段階に即して日本史及び近現代史を深く学ぶ必要がある。

よって、政府におかれては下記事項を講じるよう強く要望する。

記

- 1、学校指導要領の次期改定にあたり、高等学校において日本史を必修科目とすること
- 2、資料に基づく近現代史教育を重視すること
- 3、授業時間や受験科目などについて、生徒の更なる負担増につながるものがないよう配慮すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） ただいまの意見書案の説明にもありましたように、現在の高校生は、地理歴史科目の選択では、世界史が必修科目、地理と日本史が選択というのが現状であります。しかし、日本史という縦軸の中でこそ現代という概念は成立して、日本人としてのアイデンティティ、位置づけが成り立ちます。日本国、日本人の来し方を知ることが、日本国が日本国として、日本人が日本人として、とわに栄え続けるための必要な条件であります。

ゆえに、自国の歴史を伝え、子どもたちに引き継ぐことは、国家成立以来どの国の国民の大人も

最も重要な責任の一つでありました。

また、2000年にNHKが行いました世論調査では、1959年以降に生まれた世代で、さきの大戦につきまして「最も長く戦った相手国は」との質問に答えられたのはわずか31%、「同盟関係にあった国は」との質問に答えられたのは47%、「終戦を迎えた日はいつですか」との質問には84%であり、1959年以前に生まれた世代に比べ、正解者が少なくなっているとの結果でありました。

日本史を学んでいない生徒はもちろん、日本史を学んでいる生徒も近現代史を深く学ぶことはなく、少なくとも歴史的な思考力が十分に身につけている現状ではないというふうに思います。歴史から学び、歴史から考え、現代や将来に生かす歴史的思考力は子どもたちが未来の日本をつくる上で大きな力となり、武器となることを思います。そして、現代とのつながりの深い近現代史は重要であります。よって、今回の意見書を提出、提案させていただきました。皆さん方の賛成をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは、大変大切な問題なので、慎重にということをもってちょっと質問させていただきます。

これまで高校の必須で世界史がとられておるということは、私も詳しくは知らないんです。そうだったなと思って。簡単に言えば、小・中で日本史について勉強し、高校ではもっと視野を広げて世界史になるのかなって程度の理解でした。ですから、その点について、もしこれ出される場合は、そういう点についても検討されておるというふうに思いますので聞きたいということを1点です。

もう一つは、特に現代史についての評価が、この政界とといいますか、そういうところでかなりありまして、今国会等でも論議があると、そういう点がある問題についてこれを日本史を必須にすると。そして、先ほど言われましたが、日本人の日本人たる資質というような言い方で求められると、私は日本人であっても国際的にどこの国とも仲良くできるような、そういう必要があるし、それは特に力入れて「日本人だ。わしはほかの国の人とは違うんだ」という言い方ではなしに、独自の日本の文化や伝統をきちんと理解して、外国人ともどこの人とも日本人同士も仲良くやっていけるということが大事だと思いますので、そういった点での御理解をどのように考えてみえるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 3点目ですけども、日本人として日本人であることを自覚することと、国際人であるということは矛盾しないということ考えております。

ただ、最初の、今までの野田議員がおっしゃったとおりで小・中学校では日本史を学んでおりますけれども、例えば先ほど申し上げましたように、日本人として日本の歴史に対する知識の部分が定着がなかなか図られていないというような現実であるということと、もう一つは、日本史を学ぶ中でも世界とのかかわりということ学び、世界とのかかわりの中での日本史という部分もしっかり学ぶということもございますので、世界史の知識が全くないというような現状ではないと考えます。

2点目は何だったでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今、もう1点は何かって言われたことの中で、私、最近それが論議になっていることが心配なんです。だから、そういう点では例えば安倍総理の歴史認識が国際的にも問題になったりすると。そうすると、やっぱり日本人としてはきちんとした事実に基づいた歴史観を持つ必要があるということを思いますので、せっかくこれ意図は本当にきちんとした理解をして、そして大人になっていってほしいという意図やと思いますけど、そういう現実があるものですから、その点の御理解をちょっとお聞きをして、そして賛成できるものなら賛成したいというふうに思っております。

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 総理の歴史認識は、別のことだと思いますが、この意見書の中でも資料に基づくとあるように、あったことをなかったかのように言ったり、なかったことをあったかのように言ったりすることのないように、しっかり資料に基づいて学んでいただきたいと思いますので、お願いします。全部がわからんと教えられんということであるならば、歴史っていうのは一切教えられないことになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第15号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第15号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第15号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第16号について（採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程30、議発第16号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎報告第17号について（報告・質疑）

○議長（尾村忠雄君） 日程31、報告第17号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第17号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年10月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第8号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額の決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年9月16日。

1、損賠賠償による和解の内容でございます。平成26年7月28日午後5時10分ごろ、郡上市大和町剣地内において国道を走行中、駐車場から右折して国道に合流しようとした相手車に衝突された。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、2万9,348円でございます。

専決第9号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年9月22日。郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成26年7月9日午前10時30分ごろ、郡上市美並町上田地内において郡上市鳥獣被害対策実施隊員が有害鳥獣捕獲活動中（ニホンザル）に発砲した弾がサルに当たらず、近くの作業小屋の壁を貫通し、作業小屋内で作業中の男性の左大腿部に当たり負傷させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、甲4万6,450円、乙に1万4,000円でございます。大変申しわけございません。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 専決第9号について、お尋ねをしたり、お願いをしたりというふうに思います。この件につきましては、大事に至らずよかったなというふうなことが実感ではありますが、この有害鳥獣駆除に関しては、特に県内でも郡上市では被害が大きいということから、ここにも名称が記されておりますように、鳥獣被害対策実施隊なるものを猟友会の方を中心に組織していただいて、市がそうした任務をお願いをしておるといふことと理解をしております。

そこで、この鳥獣被害対策実施隊の隊員の方は、例えば銃の取り扱いの安全性であるとか、あるいは技能の向上あるいは訓練というようなこと、そうしたことはどのような方策が市としては臨まれ、とってみるところでありますでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 鳥獣被害対策実施隊でございますけれども、猟友会でございますので、猟銃の許可等出しておりますので、その都度猟銃の取り扱い等でございますので、そういったことは指導しております。

また、今回に関してでございますけど、今回こういった事故が起こったということで、全猟銃所持者に対して南部地区、北部地区というところで、全員を集めて警察署の方に来ていただきまして啓発活動、それから法令の遵守について指導を行いましたし、各地の猟友会長さんに当たりまして、早急に集まっていただきまして御指導しましたし、文書におきまして、そういった注意喚起の注意を行いましたので、そういったことで注意喚起をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 各指導をされたということで安心をしております。この銃の技能訓練とい

うようなことについては、母袋に市営の射撃場があるというようなことで、この射撃場についても安全性を重視した改修が先般行われたというふうに承知をいたしております。冒頭申し上げましたように、特に郡上市においては、まだこれからも鳥獣の被害を食い止めるために、この鳥獣被害対策実施隊の皆さんの尽力にすぎらないかんといいようなどころもありまして、その方々へあるいは猟友会への、市の支援というものが、もう少し私は大きいものであってもいいのではないかといいうふうに考えておりますけれども、市長の御見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回、こういう事故が起こりまして、特に隊員の方も高齢化をしているようなこともございます。そういうことで、今回の事故に鑑み、一層安全性の確保ということについて、どのような、さらに措置が必要か、よく検討してまいりたいというふうに思ひます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 繰り返しますが、この実施隊の方々の力にすぎなければ、これは鳥獣駆除はできないわけでありまして、鳥獣の被害も食い止めることができないというふうにも思ひますので、どうか一層のこうした方々への御支援、ともにわたる御支援をお願いしておきたいというふうに思ひます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 専決の8号について、ちょっと見解だけお聞きしたいと思ひますが、この文章によると、和解の内容によると、国道走行中に駐車場から右折し、国道に合流しようとした相手車に追突されたということになると、市のほうの過失はないように、向こうが突っ込んできたんなら、市のほうの過失はないので、その辺の判断はどういうことで、この補償したのかということ、文面からだけ見ると思ひますので、お聞きしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 市の車が国道走行中に、駐車場から出てきて、後ろ側の横をやられたという。追突されたということでございます。その見解の中で、まず双方が動いていたという状況でございます。その中で、今までの中でも過失割合というのを、全般的に調べてみました。双方が動いている場合、片方だけに全責任があるということは非常に難しいということでございます。それで、そういう場合の、双方動いておった場合において、平均的には大体8割と2割という形で、国道側2割、8割というふうなことでございますが、今回この示談によって、市のほうとしては、15%の責務ということでございます。

○16番（清水敏夫君） はい、わかりました。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 専決8号については、今御返事いただいたとおりで15%の負担ということで納得いたしましたけれども、専決9号ですが、この作業小屋の壁を貫通しとありますが、この発砲された方が、この作業小屋からの距離的なものです。たしか発砲するには、例えば家屋とか、そういうものからの距離が必要だと思いますが、この辺の距離はどうだったのかということを知りたいことと、例えばやっぱりこういう銃を使われる場合の規則として、例えば家屋からどれくらい離れたところでしか、これは使えないとかいう決まりがあると思うのですが、こういうことは、それぞれ知っておいて、我々も知っていないと困ると思いますので、教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 三島哲也君。

○農林水産部長（三島哲也君） 発砲に関する発砲の場所という規定がございます、これにつきましては、200メートルぐらいだったと思います。発砲するところにつきましては、人家のあるところでは発砲してはいけないというようなことがございますし、夜間でも発砲の規制がかかっております。そういった中において、ここの場所がございますけれども、やはり今言いましたように、人家からの半径の距離を見ますと、その中については入っているということで、発砲してはいけない場所であったということで、そういったことで、猟友会の方も反省されておりますし、警察の方においても、そういったことでの認識を持っております。このことにつきましては、先ほど申しましたように、講習会、それから啓蒙周知の講習会において、そういった経緯を説明させていただきました、重々注意するように言いましたし、今後の猟友活動に当たりましては、そういったところについて、事前に市のほうに有害の発砲する場所、そういったことを確実に連絡するよというように指導しましたし、複数による猟友活動ということを、そういったことを指導することによりまして、こういった発砲しないというか、危険な場所での発砲をしないよというように指導をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思いますし、今後もそういったことがないようによというように、猟友会長さんを初め、皆様認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で、報告第17号の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。開会は11時15分といたします。

(午前11時06分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎議報告第13号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程32、議報告第13号 諸般の報告について。

議員派遣と報告を別紙の写しのとおり提出しましたので、お目通しいたごき報告にかえます。

◎議報告第14号について

○議長（尾村忠雄君） 日程33、議報告第14号 中間報告について。

総務常任委員会及び文教民生常任委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいたごき報告にかえます。

ここで日程の追加をしたいと思います。

議案第130号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願ひいたします。

◎議案第130号について（提案説明・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程34、議案第130号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第130号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年10月2日提出、郡上市長 日置敏明。

今回の補正は、8月15日から8月18日における豪雨による災害復旧事業に係る補正でございます。

おめぐりいただきまして、1ページ目をお願いいたします。平成26年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,204万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億7,419万7,000円とする。

2は、省略します。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表の地方債補正による。

3ページをお願いいたします。第2表の地方債の補正でございます。補正後の額でございます。2億3,530万円で2億260万円の増でございます。合計が31億4,250万円でございます。災害復旧に係るものでございます。

続いて、この事業概要説明一覧表のほうをお願いいたします。1ページ目でございます。歳入でございます。農地農業用施設災害復旧費分担金、これは受益者分担金でございます。401万円の増の補正でございます。ここでは、補助災害の農地が受益者負担として補助残の20%でございます。また、農業用施設でございます。補助残の10%ということで、5施設でございます。また、単独災害においては、農業用施設27カ所、農地が13カ所ということで、事業費の10%でございます。

続いて、林業用施設災害復旧費分担金でございます。122万1,000円の増ということで、ここも受益者分担でございます。補助災害ということで、補助残の10%で、2路線で3カ所でございます。単独災害においては、事業費の10%ということで、6路線の20カ所ということでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。公共土木施設災害復旧費負担金、これは国庫負担でございます。3億2,149万4,000円の増でございます。ここでは、道路において5路線6カ所、また河川においては5河川の5カ所ということでございます。また、農地農業用施設災害復旧費補助金でございます。4,290万円でございます。ここでは、農地ですが5カ所ということでございます。また、農業用施設においては、5施設と農道1路線でございます。この全体の補助率の関係でございますが、これにおいては、激甚災害になったということで、補助率はまだ変動することになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、林道災害復旧事業費補助金でございます。4,057万5,000円ということでございます。増でございます。奥地林道においては、5路線7カ所でございます。その他の林道においては、5路線6カ所ということでございます。前年度繰越金でございます。1億924万円でございます。

続いて、公共土木施設災害復旧債で1億5,990万円ということでございます。補助災害の事業債でございます。

続いて、4ページでございます。農地農業用施設災害復旧債でございます。2,010万円の増でございます。これも補助災害事業債の増でございます。

続いて、林業用施設災害復旧債で2,260万円ということでございます。これも補助災害事業債の増額でございます。

続いて、歳出でございます。現年補助災害復旧事業ということで、農地農業用施設でございます。

6,900万円ということの増でございます。ここでは、農地においては5カ所でございます。また、農業施設においては、用水5施設と農道1路線でございます。

単独災害復旧事業においては、農地農業用施設でございます。1,284万円ということでございますが、各地域の箇所数、全体で42カ所でございます。

現年補助災害復旧事業ということで、林業用施設でございます。6,690万円ということでございますが、ここにおいても奥地林道が5路線の7カ所、またその他の林道で5路線の6カ所ということでございます。

続いて、6ページ目をお願いします。単独災害復旧事業ということで、林業施設でございます。3,770万円ということで、ここでは全体で小災害95カ所ということでございます。

現年補助災害復旧事業、公共土木施設でございます。4億8,200万円でございます。道路が5路線の6カ所、また河川が5河川の5カ所でございます。

単独災害復旧事業では、公共土木施設ということで、5,360万円の増ということでございます。ここでは修繕で、道路が24カ所と河川が32カ所ということでございます。また、工事請負費においては、道路35カ所の河川24カ所というような状況でございます。よろしく願いいたします。それと、資料に最後に位置図がありますので、ごらんいただければ、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第130号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第130号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成26年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る9月9日開会以来、本日まで終始御熱心に御審議をいただき、本日追加提案をいたしました、ただいまの災害復旧関係分を含めまして、補正予算の議決、また平成25年度の各会計の決算の認定等を賜りまして、ありがとうございます。補正予算につきましては、今後適切な執行に努めてまいりますとともに、決算審査や一般質問等でいただきました御指摘や御提言等については、今後の市政運営に十分踏まえてまいりたいと考えております。

これからいよいよ本格的な秋に向かい、各地のふるさと祭り等、イベントも多くございますけれども、議員の皆様方には健康に御留意の上、一層の御活躍をされますよう祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成26年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る9月9日から本日まで24日間にわたり、23会計の決算認定、補正予算など、市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議をいただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、齋藤、村瀬、両監査委員には、決算審査から決算認定となる本定例会まで長期にわたり、まことに御苦労さまでした。心よりお礼申し上げます。

市長を初め、執行機関の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行者各位におかれましては、健康に御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第4回郡上市議会定例会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前11時30分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎